

(趣旨)

第1条 この告示は、安全・安心な住環境づくりを促進するため、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整初第46号。以下「制度要綱」という。）に基づき、老朽化し危険な空き家住宅の除却を行う者に対し、予算に定めるところにより平戸市老朽危険空き家除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(補助対象建築物)

第2条 補助金の交付の対象建築物（附属する門及び塀を除く。以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 市内に存する建築物
- (2) 現に使用されていない建築物
- (3) 木造である建築物
- (4) 過半が住宅として使用されていた建築物
- (5) 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）別表第1において、(い)欄に掲げる評定区分のニ構造の腐朽又は破損の程度における合計評点が100点以上であると測定した建築物

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税等に滞納がある者は、補助対象者とはしないものとする。

- (1) 補助対象建築物の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋課税台帳又は固定資産税課税明細書）に所有者として登録されている者（法人を除く。）
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に規定する者から補助対象建築物の除却についての同意を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物が複数人の共有である場合で、当該共有者全員（補助金の申請をしようとする者が共有者の1人である場合は、当該補助金の申請をしようとする者を除く。）から補助対象建築物の除却についての同意が得られない者は、補助対象者としなない。ただし、当該補助金の申請をしようとする者（前項第1号に規定する者がいない場合において、

第2号に規定する者が申請する場合に限る。)が、紛争等が生じた場合の誓約書(様式第1号)に印鑑証明書を添えて提出ができる場合は、この限りでない。

- 3 補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権の設定がある場合において、権利者全員から補助対象建築物の除却についての同意が得られない者は、補助対象者としな

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が発注する補助対象建築物の除却工事で、次の各号のいずれにも該当する者に請け負わせる除却工事とする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却工事は、補助対象工事としな

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した除却工事
- (2) 同時に他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする除却工事
- (3) 建築物(長屋住宅を除く。)の一部を除却する除却工事
- (4) その他市長が不相当と認める除却工事

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象経費(消費税及び地方消費税を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。)は、住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整初第14号)第4-4-(1)に基づき、補助対象建築物の除却工事費に10分の8を乗じて得た額とし、国土交通大臣が定める住宅局所管事業に係る標準建設費を使用して算出した除却工事費を上限とする。

- 2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準建設費は、補助金の交付の決定をした際における標準建設費を使用するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、80万円を上限とする。

- 2 前項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次条に規定する補助金交付の申請をする前に、

建築物が補助対象建築物に該当するかどうか及び補助対象者に該当するかどうかについて、市長に対し事前調査申請書（様式第1号の2）により、あらかじめ事前調査を申請するものとする。

2 前項に規定する事前調査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする建築物の付近見取図、写真及び平面図
- (2) 補助金の交付を受けようとする建築物の建物登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税家屋課税台帳又は固定資産税課税明細書の写し）
- (3) 補助金の交付を受けようとする建築物の建物登記事項証明書に2人以上の共有者の記載がある場合にあっては、当該共有者（補助金の交付の申請をしようとする者が共有者の1人である場合にあっては、当該補助金の交付の申請をしようとする者を除く。）からの当該建築物の除却についての同意書及び当該建築物の建物登記事項証明書に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合にあっては、当該権利者からの当該建築物の除却についての同意書
- (4) 第3条第1項第2号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合であって、その交付を受けようとする建築物を相続する者が2人以上であるときにおいて、当該建築物が分割登記されていないときは、当該相続人（当該申請者を除く。）の当該建築物の除却についての全員の同意書及び印鑑証明書又は、第3条第2項に規定するただし書きによる場合は、誓約書及び印鑑証明書
- (5) 第3条第1項第3号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、同項第1号又は第2号に規定する者の補助金の交付を受けようとする建築物の除却についての同項第1号に規定する者の同意書及び印鑑登録証明書又は同項第2号に規定する者全員の同意書及び当該同意した者全員の印鑑登録証明書
- (6) 第3条第1項第2号に規定する者又は同項第3号の規定により同項第2号に規定する者から同意を得た者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、同項第1号に規定する者及び同項第2号に規定する者との相続関係が確認できる戸籍謄本
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項に規定する事前調査申請書を受理したときは、審査及び必要に応じて現地確認を行い、その結果を事前調査結果通知書（様式第2号）により、申請者に対して通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 事前調査の結果、補助対象者及び補助対象建物に該当したもので、補助金の交付を受けようとする者は、平戸市老朽危険空き家除却事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書

類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事計画書（様式第4号）
- (2) 事前調査結果通知書（様式第2号）の写し
- (3) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (4) 補助対象建築物の平面図及び床面積求積図
- (5) 補助対象者が本補助金の交付申請手続きを他の者に委任する場合は委任状
- (6) その他市長が特に必要と認める書類
（補助金交付の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、平戸市老朽危険空き家除却事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第10条 規則第6条の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象工事を中止する場合は、市長に届出をすること。
- (2) 補助対象工事が建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事である場合には、同法第10条第1項に規定する届出をすること。
- (3) 第13条に規定する実績報告書に工事代金領収書の写しを添付しなかった場合において、補助対象工事を請け負った者に工事代金を支払ったときは、速やかに当該領収書の写しを市長に提出すること。
- (4) 補助対象者が補助対象工事完了後の跡地の所有者である場合には、その跡地を周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (5) その他市長が特に必要があると認める事項
（申請の取下げ）

第11条 第9条の規定により通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第8条の申請を取り下げるときは、平戸市老朽危険空き家除却事業取下届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（変更交付申請等）

第12条 交付決定者は、補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、直ちに平戸市老朽危険空き家除却事業補助金交付申請変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の変更承認申請書を受け、変更を承認した場合は交付決定者に対し平戸市老朽危険空き家

除却事業補助金交付決定変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとし、承認しなかった場合は平戸市老朽危険空き家除却事業補助金交付申請変更不承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（実績報告書）

第13条 交付決定者は、事業が完了したときは、平戸市老朽危険空き家除却事業完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 工事請負契約書の写し
- （2） 工事完了写真
- （3） 工事を行った者の工事完了証明書（様式第11号）
- （4） 工事代金領収書又は請求書の写し（内訳明細のわかるもの）
- （5） その他市長が特に必要と認める書類

（完了確認）

第14条 市長は、前条の規定により実績報告の提出を受けたときは、当該事業がこの告示に適合しているかを確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、必要があると認めるときは、当該事業を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、第13条の規定により提出された実績報告書が適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、平戸市老朽危険空き家除却事業補助金確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、平戸市老朽危険空き家除却事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助対象工事を取り止めたとき。
- （2） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （3） この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の交付を受けた交付決定者に対して、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備)

第19条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助対象工事が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日告示第28号)

この告示は、平成26年3月25日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第7号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月30日告示第61号)

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の平戸市老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月30日告示第38号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月23日告示第80号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日告示第39号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月1日告示第82号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の各告示の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各告示の規定による様式とみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用すること

ができる。